

# ○土地収用法に基づく国土交通大臣からの意見照会への 回答に関する事務処理要領

昭和53年12月25日  
第267回委員会議決定  
平成元年5月22日  
第560回委員会議一部改正  
平成12年12月25日  
第829回委員会議一部改正  
平成28年11月22日  
第1233回委員会議一部改正  
平成29年3月7日  
第1242回委員会議一部改正  
平成30年1月16日  
第1264回委員会議一部改正  
令和3年3月23日  
第1349回委員会議一部改正

土地収用法（昭和26年法律第219号）第131条第1項に基づく国土交通大臣からの意見照会への回答については、以下のとおり処理する。

## 1 意見照会の受付

公害等調整委員会（以下「委員会」という。）は、意見照会を受け付けたときは、事務局に、委員会議において事案の概要を報告させる。

## 2 部会

- (1) 意見照会を受け付けたときは、委員会に、意見照会への回答に係る調査等を行うための合議体として部会を置く。
- (2) 委員会議において、委員長は部会に属すべき委員3人を指名する。
- (3) 部会に、部会長を置き、部会に属する委員のうちから委員長が指名する。部会長は、部会の事務を掌理する。
- (4) 委員会は、部会に、次に掲げる調査等に関して必要な決定及び担当職員の指揮を行わせる。
  - ア 3の規定による事案の調査
  - イ 4の規定による意見の陳述

ウ 5の規定による閲覧又は交付

- (5) (1) から (4) までの規定にかかわらず、委員会は、(4) に規定する調査等の全部又は一部を自ら行うことができる。この場合、必要に応じ、公害等調整委員会設置法（昭和47年法律第52号）第15条又は第16条の規定に基づく調査等の実施を検討する。
- (6) 部会は、必要があると認める場合には、部会に属する委員のうちその指名する者に(4) に規定する調査等に関して必要な決定及び担当職員の指揮を行わせることができる。

### 3 事案の調査

- (1) 部会は、審査請求人及び参加人に対し、事件の係属に関する情報及び主張書面（主張を記載した書面をいう。以下同じ。）又は資料を提出することができる旨を様式第1号の書面により通知し、国土交通大臣に対し、主張書面又は資料を提出することができる旨を様式第2号の書面により通知する。この場合において、部会は、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定める。
- (2) 部会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査関係人（審査請求人、参加人及び国土交通大臣をいう。以下同じ。）に主張書面若しくは資料の提出又は口頭での説明を求め、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求め、その他必要な調査を行う。
- (3) 部会は、審査関係人に主張書面又は資料の提出を求める場合には様式第3号、口頭での説明を求める場合には様式第4号の書面により、当該審査関係人にその旨を通知する。また、適当と認める者に、その知っている事実の陳述を求める場合には様式第5号、鑑定を求める場合には様式第6号の書面により、その旨を通知する。

### 4 口頭意見陳述

- (1) 口頭による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）の申立ては、様式第7号の書面により受け付ける。なお、部会は、必要に応じて、審査関係人に対し、様式第8号の書面により、口頭意見陳述を行う意思の有無を確認することができる。
- (2) 部会は、口頭意見陳述の申立てがある場合には、口頭意見陳述を行うか否かを判断し、様式第9号又は第10号の書面により、当該申立てをした審査関係人に通知する。
- (3) 口頭意見陳述は、委員会の所在地で行う。ただし、部会が必要があると認めるときは、委員会の所在地以外の地で行うことができる。
- (4) 口頭意見陳述に出席する者の人数は、次に掲げる者の区分ごとに、それぞれ5人以内とする。ただし、部会が必要があると認めるときは、この限りでない。
- ア 審査請求人及びその補佐人  
イ 参加人及びその補佐人  
ウ 国土交通省の職員

- (5) 部会長は、口頭意見陳述において、口頭意見陳述に出席する者が審査請求に係る事件の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。
- (6) 部会長は、口頭意見陳述において、(5)に規定する場合のほか、口頭意見陳述における秩序を維持するため、当該口頭意見陳述の手続を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適当な措置を講ずることができる。
- (7) 部会は、口頭意見陳述が行われた場合には、その聴取した内容を記載した書面（以下「口頭意見陳述録」という。）を事務局に作成させる。

## 5 主張書面等の閲覧又は交付

- (1) 部会は、審査関係人から、様式第 11 号の書面により、主張書面等（主張書面若しくは資料又は口頭意見陳述録をいう。以下同じ。）の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を表示したものの閲覧。以下同じ。）又は当該主張書面等の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付の請求があった場合には、様式第 12 号の書面により通知し、当該閲覧をさせ、又は交付をする。ただし、部会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときには、様式第 13 号の書面により閲覧等を実施しない旨を通知する。
- (2) 部会は、審査関係人から(1)の規定により請求がされた場合には、当該主張書面等に係る閲覧又は交付についての意見を既に聴取している場合を除き、様式第 14 号の書面により、当該主張書面若しくは資料を提出した者又は口頭意見陳述を行った者（以下「提出者等」という。）に、当該閲覧又は交付についての意見を聴取する。
- (3) 部会は、提出者等から当該主張書面等に係る閲覧又は交付に反対する旨の意見が提出された場合であっても、当該主張書面等について閲覧をさせ、又は交付をすることができる。この場合、部会は、様式第 15 号の書面により、当該提出者等にその旨を通知する。
- (4) 部会は、必要に応じ(1)の規定による閲覧について、日時及び場所を指定する。
- (5) 部会は、主張書面等の閲覧をさせ、又は交付をした審査関係人に対し、主張書面又は資料を提出することができる旨を、様式第 16 号の書面により通知する。この場合において、部会は主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定める。

## 6 回答の決定

委員会は、部会長から事案の概要について説明を受け、事案を審議し、回答を決定する。

## 7 回答書の送付及び公表

委員会は、国土交通大臣に対し様式第 17 号の書面により回答書を送付し、回答書を送付したときは、その写しを様式第 18 号の書面を添えて審査請求人及び参加人に送付するとともに、回答の内容を公表する。

## 8 補則

- (1) 委員会は、回答の決定並びに回答書の送付及び公表の後であっても、回答書に誤記その他表現上の明白な誤りがある場合には、当該回答書を更正することができる。更正することとした場合は、その旨を、国土交通大臣に対し、様式第 19 号の書面により通知するとともに、審査請求人及び参加人に対し、様式第 20 号の書面により通知する。
- (2) 3 から 6 までの規定は、2 (5) 前段の規定により、委員会が自ら調査等を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「部会」とあるのは「委員会」と、「部会長」とあるのは「委員長」と、それぞれ読み替えるものとする。
- (3) 部会は、その決定を実施するために、この要領に定める様式により、委員会の名義で文書を発出することができる。
- (4) この要領に定める様式については、その記載内容、形式等が当該様式と均衡を失うことがない限りにおいて、所要の調整をして使用することができる。
- (5) この決定に定めるもののほか、意見照会への回答事務に関し必要な事項は、事務局長が定める。

### 附 則

この決定は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

#### 附 則（平成 28 年 11 月 22 日）

- 1 この決定は、平成 28 年 11 月 22 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 処分庁の処分についての不服申立てであって、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行前にされた処分に係るものに関する意見照会への回答については、なお従前の例による。ただし、改正後の意見照会に関する事務処理要領 7 の規定の適用については、この限りでない。

（平成 29 年 6 月 20 日・一部改正、同日施行。改正部分を下線で表示）

#### 附 則（平成 29 年 3 月 7 日）

- 1 この決定は、決定の日から施行する。
- 2 処分庁の処分についての不服申立てであって、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行前にされた処分に係るものに関する意見照会に対する回答については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成 30 年 1 月 16 日）

- 1 この決定は、決定の日から施行する。
- 2 処分庁の処分についての不服申立てであって、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行前にされた処分に係るものに関する意見照会への回答につい

ては，なお従前の例による。

- 3 決定の日において現に係属している事案について，この決定による改正前の意見照会に関する事務処理要領に基づき行われた調査等は，改正後の同要領の相当規定によってしたものとみなす。

附 則（令和3年3月23日）

この決定は，決定の日から施行する。

公調委事第〇〇号  
〇年〇月〇日

(審査請求人又は参加人) 殿

公害等調整委員会 印

事件の係属等について(通知)

1 事件の係属及び事件番号の決定等について

あなた[審査請求人〇〇 〇〇]が土地収用法の規定に基づき〇年〇月〇日に国土交通大臣に対して提起した審査請求に関し、国土交通大臣から当委員会に対し意見照会がされ、下記のとおり事件番号及び事件名が決定しましたので通知します。

記

- (1) 事件番号：公調委令和〇年(イ)第〇号  
(2) 事件名：〇〇〇〇〇〇〇

2 国土交通大臣から提出された事件記録の写しの標題について

本件事件に関し、国土交通大臣から当委員会に提出された事件記録の写しの表題は、別紙1(「事件記録の写しの標題」)に記載のとおりです。

3 主張書面又は資料の提出について

上記事件について、当委員会に対し、主張書面又は資料を提出することができます。主張書面又は資料を提出するかどうかは任意ですが、提出する場合には、下記の期限内に提出してください。

記

- (1) 主張書面又は資料を提出する場合の提出期限  
〇年〇月〇日(〇[曜日])

(2) 提出方法

主張書面又は資料は、持参するか、郵送又はFAXで当委員会に提出してください。

なお、提出された主張書面又は資料は、他の審査関係人に閲覧をさせる、

又はその写し等を交付することがあり得ますので、それについてのあなたの意見を、別紙2の文書（「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」）に記入し、提出する主張書面又は資料に添付してください。

ただし、閲覧等の請求に対する当委員会の判断が、あなたの意見と異なる場合があることを御承知おきください。

本件の連絡先

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館  
公害等調整委員会事務局

担 当 ○○

電 話 03-3581-9601（代）内線○○○○

F A X 03-3581-9488

（別紙1）

#### 事件記録の写しの標題

1 ○○○

2 △△△

3 ×××

• • • • •

## 提出する主張書面又は資料の取扱いについて

公害等調整委員会 御中

年 月 日

(氏名) 〇〇 〇〇

---

この度公害等調整委員会に提出する主張書面又は資料を、他の審査関係人に閲覧させる、又はその写し等を交付することは、

差支えない。

適當ではない。

(適當ではない部分及びその理由)

[ ]

国土交通大臣 殿

公害等調整委員会 印

主張書面又は資料の提出について（通知）

貴殿は、審査請求人〇〇 〇〇が土地収用法の規定に基づき〇年〇月〇日付けで審査請求をした〇〇〇〇〇〇〇事件（公調委令和〇年（イ）第〇号）について、当委員会に対し、主張書面又は資料を提出することができます。主張書面又は資料を提出するかどうかは任意ですが、提出する場合には、下記の期限内に提出してください。

記

1 提出期限

〇年〇月〇日（〇 [曜日]）

2 提出方法

主張書面又は資料は、持参するか、郵送又はFAXで当委員会に提出してください。

なお、提出された主張書面又は資料は、他の審査関係人に閲覧をさせる、又はその写し等を交付することがあり得ますので、それについての貴殿の考えを、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、提出する主張書面又は資料に添付してください。

ただし、閲覧等の請求に対する当委員会の判断が、貴殿の意見と異なる場合があることを御承知おきください。

本件の連絡先

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館  
公害等調整委員会事務局

担 当 〇〇

電 話 03-3581-9601（代）内線〇〇〇〇

FAX 03-3581-9488

提出する主張書面又は資料の取扱いについて

公害等調整委員会 御中

年 月 日

国土交通大臣 〇〇 〇〇

この度公害等調整委員会に提出する主張書面又は資料を、他の審査関係人に閲覧させる、又はその写し等を交付することは、

差支えない。

相当ではない。

(相当ではない部分及びその理由)

[ ]

（審査関係人） 殿

公害等調整委員会 印

主張書面又は資料の提出の求めについて

あなた〔審査請求人〇〇 〇〇〕が土地収用法の規定に基づき〇年〇月〇日付  
けで審査請求をした〇〇〇〇〇〇〇事件（公調委令和〇年（イ）第〇号）につい  
て、当委員会の調査審議の参考としたいので、下記のとおり主張書面又は資料の  
提出を求めます。

記

1 提出期限

〇年〇月〇日（〇〔曜日〕）

2 提出を求める主張書面又は資料及びその提出方法

任意の様式により作成した〇〇についての主張書面又は資料を、持参する  
か、郵送又はFAXで当委員会に提出してください。

なお、提出された主張書面又は資料は、他の審査関係人に閲覧をさせる、  
又はその写し等を交付することがあり得ますので、それについてのあなた  
〔貴殿〕の意見を、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に  
記入し、提出する主張書面又は資料に添付してください。

ただし、閲覧等の請求に対する当委員会の判断が、あなた〔貴殿〕の意見  
と異なる場合があることを御承知おきください。

本件の連絡先

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館  
公害等調整委員会事務局

担 当 〇〇

電 話 03-3581-9601（代）内線〇〇〇〇

FAX 03-3581-9488

## 提出する主張書面又は資料の取扱いについて

公害等調整委員会 御中

年 月 日

(氏 名) [国土交通大臣]〇〇 〇〇

この度公害等調整委員会に提出する主張書面又は資料を、他の審査関係人に閲覧させる、又はその写し等を交付することは、

差支えない。

適当ではない。

(適当ではない部分及びその理由)

[ ]

（審査関係人） 殿

公害等調整委員会 印

口頭説明の求めについて

あなた〔審査請求人〇〇 〇〇〕が土地収用法の規定に基づき〇年〇月〇日付  
けで審査請求をした〇〇〇〇〇〇〇〇事件（公調委令和〇年（イ）第〇号）につい  
て、当委員会の調査審議の参考とするため、下記のとおり口頭での説明を聴取し  
ますので、出席してください〔職員を出席させてください〕。

記

1 口頭説明を求める事項

〇〇〇〇〇〇〇〇について

2 口頭説明の聴取の日時及び場所

（1）日時

〇年〇月〇日午前〔午後〕 〇時 〇分

（2）場所

東京都千代田区霞が関3-1-1中央合同庁舎第4号館  
公害等調整委員会〇〇〇

3 出席を求める者

〇〇〇〇〔〇〇を説明することが可能な者〕

4 その他留意事項

- ・説明の内容を正確に記録する観点から、当日説明する予定の内容を簡潔にま  
とめた要旨を事前に提出してください。
- ・当日、出席者の本人確認を行いますので、この通知書と身分証明書（運転免  
許証、旅券、個人番号カード、保険証、国民年金手帳等公的機関発行のもの）  
を持参してください。

本件の連絡先

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-1-1中央合同庁舎第4号館  
公害等調整委員会事務局

担 当 〇〇

電 話 03-3581-9601（代）内線〇〇〇〇

F A X 03-3581-9488

〇〇〇〇 殿

公害等調整委員会 印

陳述依頼書

審査請求人〇〇 〇〇が土地収用法の規定に基づき〇年〇月〇日付けで審査請求をした〇〇〇〇〇〇〇事件（公調委令和〇年（イ）第〇号）について、当委員会の調査審議の参考とするため、下記のとおり出席の上、陳述をお願いします。

記

1 陳述を求める事項

〇〇〇〇〇〇〇〇について

2 陳述の日時及び場所

(1) 日時

〇年〇月〇日午前〔午後〕 〇時 〇分

(2) 場所

東京都千代田区霞が関3-1-1中央合同庁舎第4号館  
公害等調整委員会〇〇〇

3 その他留意事項

- ・説明の内容を正確に記録する観点から、当日説明する予定の内容を簡潔にまとめた要旨を事前に提出してください。
- ・当日、出席者の本人確認を行いますので、この依頼書と身分証明書（運転免許証、旅券、個人番号カード、保険証、国民年金手帳等公的機関の発行のもの）を持参してください。

本件の連絡先

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-1-1中央合同庁舎第4号館  
公害等調整委員会事務局

担 当 〇〇

電 話 03-3581-9601（代）内線〇〇〇〇

F A X 03-3581-9488

〇〇〇〇 殿

公害等調整委員会 印

鑑定依頼書

審査請求人〇〇 〇〇が土地収用法の規定に基づき〇年〇月〇日付けで審査請求をした〇〇〇〇〇〇〇事件（公調委令和〇年（イ）第〇号）について、当委員会の調査審議の参考とするため、下記の事項について、鑑定をお願いします。

記

〇〇〇〇〇〇〇〇について

- ※ 鑑定結果については、書面での報告をお願いします。  
また、必要に応じて口頭による説明をお願いします場合があります。

本件の連絡先

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

公害等調整委員会事務局

担 当 〇〇

電 話 03-3581-9601（代）内線〇〇〇〇

F A X 03-3581-9488

## 口頭意見陳述申立書

年 月 日

公害等調整委員会 御中

住 所  
氏 名 [国土交通大臣] ○○ ○○  
電話番号

下記1の事件について、下記2及び3のとおり口頭意見陳述を申し立てます。

### 記

#### 1 事件

事件番号：

事件名：

#### 2 口頭意見陳述を希望する日時

①

②

③

#### 3 補佐人の同伴

(1) 補佐人の同伴を必要とする理由

(2) 補佐人の住所、氏名及び職業

(住所)

(氏名)

(職業)

#### 4 口頭意見陳述の要旨

.....  
(記入の際の留意事項)

ア 法人その他の団体にあつては、住所・氏名欄に、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

イ 2の「日時」には、希望する日時を複数記入してください。

ウ 3は、審査請求人又は参加人が、補佐人の同伴を希望する場合にのみ記入してください。補佐人とは、法律又は自然科学的・人文科学的な専門知識をもって審査請求人又は参加人を援助できる第三者のことです。

エ 4は、陳述する予定の内容を簡潔にまとめた要旨を記入してください。

様式第8号（口頭意見陳述を行う意思の確認）

公調委事第〇〇号  
〇年〇月〇日

（審査関係人） 殿

公害等調整委員会 印

口頭意見陳述の申立てについて（照会）

あなた〔貴殿〕は、審査請求人〇〇 〇〇が土地収用法の規定に基づき〇年〇月〇日付けで審査請求をした〇〇〇〇〇〇〇〇事件（公調委令和〇年（イ）第〇号）について、当委員会に対し、口頭で意見を述べる機会を与えられることがあります。

口頭での意見の陳述（口頭意見陳述）を希望する場合は、別紙「口頭意見陳述申立書」に必要事項を記入し、〇年〇月〇日まで【※2週間程度の期間を設ける】に、持参するか、郵送又はFAXで当委員会に提出してください。

※ 口頭意見陳述の場所は、原則中央合同庁舎第4号館となります。

本件の連絡先

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館  
公害等調整委員会事務局

担 当 〇〇

電 話 03-3581-9601（代）内線〇〇〇〇

FAX 03-3581-9488

（注）様式第7号「口頭意見陳述申立書」を添付。

公調委事第〇〇号  
〇年〇月〇日

（審査関係人） 殿

公害等調整委員会 印

口頭意見陳述の実施について（通知）

〇年〇月〇日付けをもって申立てのあった下記1の事件に係る口頭意見陳述については、下記2及び3のとおり実施することとしたので、通知します。

記

1 事件

事件番号：公調委令和〇年（イ）第〇号

事件名：〇〇〇〇〇〇〇

2 口頭意見陳述の日時及び場所

（1）日時

〇年〇月〇日午前〔午後〕 〇時 〇分

（2）場所

東京都千代田区霞が関3-1-1中央合同庁舎第4号館

公害等調整委員会〇〇〇

3 補佐人の同伴

4 その他留意事項

- ・当日、出席者の本人確認を行いますので、この通知書と身分証明書（運転免許証、旅券、個人番号カード、保険証、国民年金手帳等公的機関発行のもの）を持参してください。

本件の連絡先

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-1-1中央合同庁舎第4号館

公害等調整委員会事務局

担 当 〇〇

電 話 03-3581-9601（代）内線〇〇〇〇

F A X 03-3581-9488

様式第10号（口頭意見陳述を実施しない旨の通知）

公調委事第〇〇号  
〇年〇月〇日

（審査関係人） 殿

公害等調整委員会 印

口頭意見陳述について（通知）

〇年〇月〇日付けをもって申立てのあった下記1の事件に係る口頭意見陳述については、下記2の理由により実施しないこととしたので、通知します。

記

- 1 事件  
事件番号：公調委令和〇年（イ）第〇号  
事件名：〇〇〇〇〇〇〇
- 2 口頭意見陳述を実施しないこととした理由

本件の連絡先

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-1-1中央合同庁舎第4号館  
公害等調整委員会事務局

担当 〇〇

電話 03-3581-9601（代）内線〇〇〇〇

FAX 03-3581-9488

## 主張書面等閲覧等請求書

○年○月○日

公害等調整委員会 御中

住 所  
氏 名 [国土交通大臣] ○○ ○○  
電話番号

下記 1 の事件に関して公害等調整委員会に提出された下記 2 の主張書面等について、  
下記 3 のとおり閲覧等を求めます。

### 記

#### 1 事件

事件番号：

事件名：

#### 2 求める主張書面等の名称等

- 【例】
- ・ 国土交通大臣が提出した主張書面及び資料
  - ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
  - ・ 参加人が提出した主張書面及び資料
  - ・ 口頭意見陳述録（○年○月○日実施分）

#### 3 求める閲覧等の方法

- 閲覧を求める。
- ・ 希望する閲覧時期（期間を記載）
- 写し等の交付を求める。

※ 3の「求める閲覧等の方法」については、該当するものの□にチェックの上、必要な事項を記載してください。

様式第12号（主張書面等の閲覧等を実施する旨の通知）

公調委事第〇〇号  
〇年〇月〇日

（審査関係人） 殿

公害等調整委員会 印

主張書面等の閲覧等の実施について（通知）

〇年〇月〇日付けをもって請求のあった下記の主張書面等の閲覧[写し等の交付，閲覧及び写し等の交付]については，実施することとしたので通知します。

記

1 閲覧[写し等の交付，閲覧及び写し等の交付]を実施する主張書面等の名称等

- 【例】
- ・ 国土交通大臣が提出した主張書面及び資料
  - ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
  - ・ 口頭意見陳述録（〇年〇月〇日実施分）

2 閲覧又は写し等の交付ができる日時，場所

（1）日時

〇年〇月〇日 〇時から〇時まで

（2）場所

東京都千代田区霞が関3-1-1中央合同庁舎第4号館  
公害等調整委員会〇〇〇

本件の連絡先

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-1-1中央合同庁舎第4号館  
公害等調整委員会事務局

担 当 〇〇

電 話 03-3581-9601（代）内線〇〇〇〇

F A X 03-3581-9488

（注）2については，郵送により写し等の交付をする場合は記載しない。

様式第13号（主張書面等の閲覧等を実施しない旨の通知）

公調委事第〇〇号  
〇年〇月〇日

（審査関係人） 殿

公害等調整委員会 印



主張書面等の閲覧等について（通知）

〇年〇月〇日付けをもって請求のあった下記1の主張書面等の閲覧[写し等の交付，閲覧及び写し等の交付]については，下記2の理由により実施しないこととしたので通知します。

記

1 閲覧[写し等の交付，閲覧及び写し等の交付]を実施しないこととした主張書面等の名称等

【例】

- ・ 国土交通大臣が提出した主張書面及び資料
- ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
- ・ 参加人が提出した主張書面及び資料
- ・ 口頭意見陳述録（〇年〇月〇日実施分）

2 閲覧[写し等の交付，閲覧及び写し等の交付]を実施しない理由

本件の連絡先

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館  
公害等調整委員会事務局

担 当 〇〇

電 話 03-3581-9601（代）内線〇〇〇〇

F A X 03-3581-9488

様式第14号（主張書面等の閲覧等についての意見照会）

公調委事第〇〇号

〇年〇月〇日

（審査関係人） 殿

公害等調整委員会 印

主張書面等の閲覧等についての意見について（照会）

あなた〔貴殿〕が〇年〇月〇日に当委員会に提出した下記の主張書面等〔〇年〇月〇日に実施した口頭意見陳述に係る口頭意見陳述録〕について、国土交通大臣〔審査請求人、参加人〕から、閲覧〔写し等の交付、閲覧及び写し等の交付〕の請求がありましたので、国土交通大臣〔当該審査請求人、当該参加人〕に対する当該主張書面等の閲覧〔写し等の交付、閲覧及び写し等の交付〕について、あなた〔貴殿〕の意見を求めます。

つきましては、あなた〔貴殿〕の意見を、別紙「主張書面等の取扱いについて」に記入し、〇年〇月〇日までに、持参するか、郵送又はFAXで当委員会に提出してください。

ただし、閲覧等の請求に対する当委員会の判断が、あなた〔貴殿〕の意見と異なる場合があることを御承知おきください。また、上記期限までにあなた〔貴殿〕の意見が提出されない場合には、特段の意見がないものとして、閲覧させる〔写し等を交付する〕か否かを当委員会で判断することがありますので御留意ください。

記

○ 主張書面等の名称等

【例】

- ・ 国土交通大臣が提出した主張書面及び資料
- ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
- ・ 参加人が提出した主張書面及び資料
- ・ 口頭意見陳述録（〇年〇月〇日実施分）

本件の連絡先

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

公害等調整委員会事務局

担 当 〇〇

電 話 03-3581-9601（代）内線〇〇〇〇

F A X 03-3581-9488

## 主張書面等の取扱いについて

公害等調整委員会 御中

年 月 日

(氏名) [国土交通大臣] 〇〇 〇〇

公害等調整委員会に〇年〇月〇日に提出した〇〇 [具体的主張書面等の名称を記入] [〇年〇月〇日に実施した口頭意見陳述に係る口頭意見陳述録] について、他の審査関係人に閲覧させる、又はその写し等を交付することは、

差支えない。

適當ではない。

(適當ではない部分及びその理由)

[ ]

公調委事第〇〇号

〇年〇月〇日

（審査関係人） 殿

公害等調整委員会 印

主張書面等の閲覧等の実施決定について（通知）

あなた〔貴殿〕から提出された下記の主張書面等〔〇年〇月〇日に実施した口頭意見陳述に係る口頭意見陳述録〕について、〇年〇月〇日付けで国土交通大臣〔審査請求人，参加人〕から閲覧〔写し等の交付，閲覧及び写し等の交付〕の請求がありました。

当該主張書面等については、あなた〔貴殿〕から〇年〇月〇日付けの「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」「〔主張書面等の取扱いについて〕」により、閲覧〔写し等の交付，閲覧及び写し等の交付〕に供することは適当ではない旨の回答を得ておりますが、当該閲覧〔写し等の交付，閲覧及び写し等の交付〕の請求について、検討した結果、国土交通大臣〔審査請求人，参加人〕の閲覧〔写し等の交付，閲覧及び写し等の交付〕に係る利益を考慮すれば、閲覧を拒む正当な理由があるとは認められないと判断したため、これを実施することを決定したので、通知します。

記

閲覧〔写し等の交付，閲覧及び写し等の交付〕を実施することを決定した主張書面等の名称等

【例】

- ・ 国土交通大臣が提出した主張書面及び資料
- ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
- ・ 参加人が提出した主張書面及び資料
- ・ 口頭意見陳述録（〇年〇月〇日実施分）

本件の連絡先

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

公害等調整委員会事務局

担 当 〇〇

電 話 03-3581-9601（代）内線〇〇〇〇

F A X 03-3581-9488

（審査関係人） 殿

公害等調整委員会 印

追加の主張書面又は資料の提出について（通知）

審査請求人〇〇 〇〇が土地収用法の規定に基づき〇年〇月〇日付けで審査請求をした〇〇〇〇〇〇〇事件（公調委令和〇年（イ）第〇号）については、〇年〇月〇日付け公調委事第〇号により、主張書面又は資料の提出期限等について通知したところですが、追加の主張書面又は資料を提出することができ、その提出期限等を下記のとおり改めて定めたので、通知します。

記

1 提出期限

〇年〇月〇日（〇〔曜日〕）

2 提出方法

追加の主張書面又は資料は、持参するか、郵送又はFAXで当委員会に提出してください。

なお、提出された追加の主張書面又は資料は、他の審査関係人に閲覧をさせる、又はその写し等を交付することがあり得ますので、それについてのあなた〔貴殿〕の意見を、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、提出する追加の主張書面又は資料に添付してください。

ただし、閲覧等の請求に対する当委員会の判断が、あなた〔貴殿〕の意見と異なる場合があることを御承知おきください。

本件の連絡先

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

公害等調整委員会事務局

担 当 〇〇

電 話 03-3581-9601（代）内線〇〇〇〇

F A X 03-3581-9488

提出する主張書面又は資料の取扱いについて

公害等調整委員会 御中

年 月 日

(氏 名) [国土交通大臣] 〇〇 〇〇

この度公害等調整委員会に提出する主張書面又は資料を，他の審査関係人に閲覧させる，又はその写し等を交付することは，

差支えない。

適當ではない。

(適當ではない部分及びその理由)

[ ]

様式第17号（回答書の送付）

公調委事第〇〇号  
〇年〇月〇日

国土交通大臣 〇〇 〇〇 殿

公害等調整委員会委員長 印  
委員長名

土地収用法による審査請求に対する意見について（回答）

〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇号をもって意見照会のあった、〔事業名〕に関して、〔裁決者名又は事業認定者名〕が〇年〇月〇日付けでした〔処分名〕に対する〔審査請求人名〕からの審査請求について、貴殿から提出された資料に基づき検討した結果、公害等調整委員会は次のとおり回答する。

意 見

本件審査請求は、〇〇〇と考える。

理 由

様式第18号（回答書の写しの送付）

公調委事第〇〇号  
〇年〇月〇日

（審査請求人又は参加人） 殿

公害等調整委員会

印

回答書の写しの送付について

下記の事件については、〇年〇月〇日に国土交通大臣に対して回答をしたので、回答書の写しを送付します。

記

事件番号：公調委令和〇年（イ）第〇号  
事件名：〇〇〇〇〇〇〇

（注）回答書の写しを添付

様式第19号（回答書の更正の通知）

公調委事第〇〇号  
〇年〇月〇日

国土交通大臣 〇〇 〇〇 殿

公害等調整委員会委員長 印  
委員長名

回答書の更正について（通知）

〇年〇月〇日付け第〇号をもって意見照会のあった、〔事業名〕に関して、〔裁決者又は事業認定者名〕が〇年〇月〇日付けでした〔処分名〕に対する〔審査請求人名〕からの審査請求については、〇年〇月〇日公調委事第〇号をもって回答したが、公害等調整委員会は下記のとおり更正することとしたので通知する。

記

- ・〇ページ〇行目 更正前「〇〇〇〇〇〇」→更正後「〇〇〇〇〇〇〇〇」

様式第20号（回答書の更正通知の写しの送付）

公調委事第〇〇号  
〇年〇月〇日

（審査請求人又は参加人） 殿

公害等調整委員会

印

回答書の更正について（通知）

公調委令和〇年（イ）第〇号事件については、〇年〇月〇日付け公調委事第〇号をもって国土交通大臣への回答書の写しを送付したところですが、別紙のとおり更正したので写しを送付します。

（注）様式第19号の通知書面の写しを添付